

御前崎市議会政治倫理審査委員会

日 時 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 1 時 28 分開会

場 所 市役所 4 階 全員協議会室

- 1 開会
- 2 審査請求の適否について
- 3 今後の進め方
- 4 その他
- 5 閉会

○出席委員（9名）

福田 伸次	川口 知幸	石川 貴広	村田 明彦	小田 芳久
河原崎 恵士	渥美 昌裕	阿形 昭	阿南 澄男	

○欠席委員（なし）

○審査請求者

植田 浩之 櫻井 勝 二俣 秀明

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 高塚 高寿 書記 安保 諒一 書記 清水 正明

〔午後 1 時 28 分 開会〕

○委員長（河原崎恵士） 互礼を行いますのでご起立ください。「礼」。

ただいまから、第 2 回御前崎市議会政治倫理審査委員会を開催いたします。

それでは、これより会議に入ります。議題 1 「審査請求の適否について」を議題といたします。審査請求の内容につきましては、前回の委員会において、事務局より説明がありましたが、審査請求の適否を判断するために、審査請求者から審査請求理由をお聞きしたいと思います。

本日は、審査請求者である植田浩之議員、櫻井勝議員、二俣秀明議員の 3 名にご出席いただいております。

それでは、審査請求の代表者である植田浩之議員から、審査請求理由について、説明をお願いいたします。

○審査請求者（植田浩之） 植田浩之です。それでは、審査請求者を代表して、審査請求理由を申し上げます。請求理由は、審査請求書に記載したとおり、2月議会定例会最終日に可決された、高田和幸議員に対する問責決議について、その審議の際の高田議員の発言が、政治倫理規程第3条の政治倫理基準に違反する疑いがあると思われます。

また、令和7年3月25、26、31日及び4月1日の高田議員のブログによる情報発信の内容の一部も、政治倫理基準に違反する疑いがあると思われます。よって、櫻井勝議員、二俣秀明議員と私の3名で、去る4月30日、渥美議長へ審査請求書を提出いたしました。

それでは、2月議会定例会最終日の高田議員の発言の中で、政治倫理基準に違反する疑いがあると思われる部分について、ご説明いたします。

まず一点目は、「議会事務局から何のチェックも入らずに、原文を認めていただいておりますので、ここについて、今、私に言われるような内容なのかっていうところもございます。議会事務局が事前チェックをして通った内容についてお話ししましたので、ここについて、精神的な苦痛を与える、職場の健全な環境を少なからず悪影響を及ぼしたという部分については、私ではなく、議会事務局のチェックについて、というふうに言えるのではないのでしょうか。」という発言です。

そもそも議会事務局には、議員の発言を検閲する権限などありません。発言の責任はあくまで議員本人にあることは、言うまでもありません。議員には発言の自由がある反面、その表現方法には最新の注意を払う義務があります。職員に精神的な苦痛を与え、職場の健全な環境に悪影響を及ぼしたのは、議会事務局の職員であると言わんばかりの高田議員の発言には、大きな問題があり、政治倫理規程第3条の1号、5号、6号に違反するものと思います。

二点目は、「嘘をつく組織については、市長にも、こういう事実がありましたよね、ということで確認をさせていただいております。証拠の書類として私の中には、引継書も持っておりました。」という発言です。

これは市役所が嘘をつく組織であると市長が認めているかのような発言であり、聞いている者に誤解を与える表現であります。また、その証拠書類として職員間の引継書を高田議員が持っていること自体大きな問題であります。執行部への資料請求は、それを必要とする議員が議長へ申し出て、議長名で市長に請求するのが議会のルールであり、市の内部文書である引継書を議員が直接、職員から入手することなど許されることはありませんので、政治倫理規程第3条の5号に違反するものと思います。

また、当該職員がルール違反を承知の上で、高田議員へ引継書のコピーを渡さなければならなかったとしたら、そこには何らかの圧力、言い換えればハラスメントがあったと考えるのが自然ではないのでしょうか。ハラスメントの事実が確認されれば、政治倫理規程第3条の7号に違反するものと思います。

三点目は、「嘘をつく組織と一つの例として挙げさせてもらいましたが、実際にはいくつも挙げる

ことが出来ましたので、省略をして一つだけ挙げました。」という発言です。

これは根拠のない発言で、市役所全体、職員全体を誹謗中傷するものであり、決して許されることではありませんので、政治倫理規程第3条の6号に違反するものと思います。

四点目は、「現職のある市の議会事務局長、それから政令指定都市の議会事務局に13年在籍していた職員の方、それから近くの市の議会事務局長経験者の3名に見ていただきましたし、御前崎市職員にも4名、見ていただいております。また、県の職員にも一般質問の内容を全て見ていただいた結果、問題があるところはないという話でした。」という発言です。

これについては、高田議員が言うように、限られた期間内に複数の関係者が議事録を確認した事実があるのか、また、関係者全員が高田議員の発言には問題がないと答えている点など、甚だ疑問であると言わざるを得ません。この発言が事実に基づく発言でないとすれば、政治倫理規程第3条の6号に違反するものと思います。

以上が2月議会定例会最終日における高田議員の発言の中で、政治倫理基準に違反する疑いがあると思われる部分です。

次に高田議員のブログについて申し上げます。高田議員は自身のブログで、令和7年3月25日に「問責決議」、令和7年4月1日に「新被害想定」と題し、情報発信をしています。いずれも新聞紙面を写真に撮ってブログに掲載していますが、当該新聞社の許可を得ていなければ、これは明確に著作権法違反に当たるものです。

また、令和7年3月26日に「訃報」、令和7年3月31日に「先輩の葬儀」と題し、情報発信をしています。他人の葬儀の日程や祭壇を写真に撮ってブログに掲載するなどの行為は、政治倫理以前の問題であって、一社会人として非常識かつ不謹慎であります。写真の掲載についてご遺族の許可を得ていなければ、これはプライバシーの侵害に当たるものです。

このような不適切な情報発信をしている高田議員の行動は、政治倫理規程第3条の1号に違反するものと思います。

いずれにしても、高田議員の一連の言動は、議会と市民、また議会と市職員の信頼関係を損なうものであり、議員としてこれを見過ごすことはできません。この審査会で事実関係を明らかにし、御前崎市議会の信頼回復が図られることを期待して、審査請求理由の説明とさせていただきます。

○委員長（河原崎恵士） 審査請求理由の説明が終わりました。審査請求者への質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 質疑なしと認めます。審査請求者は退席していただいて結構です。会議を引き続き傍聴される場合は傍聴者席へ移動願います。

〔審査請求者3名は傍聴者席に移動〕

○委員長（河原崎恵士） これより審査請求の適否について決定したいと思います。今回の審査請求が本委員会では審査すべき事案か否かということですが、これについて委員の皆様からご意見はありますか。

○副委員長（阿南澄男） 審査請求理由の説明が植田副議長の方からあったわけですが、かなり重大な要素が含まれていると思います。

まず一点目は、一般質問について、議会事務局が事前にチェックをしており、私はそのチェックを受けた上で発言したんだから何も責任はない。議会事務局に責任があるような発言をしたというのがあるんですけど、議員として、事実誤認も甚だしいものがあると思うんですよ。議会事務局は皆さんが出した一般質問の内容を検閲してチェックしている機関じゃありません。整理をしているだけです。

それと私どもが、正副議長と正副議運の委員長でチェックしているのは、あくまでも、だぶった質問がないかどうかをチェックしているだけであって、発言内容についてチェックしたことは一切ありません。そういう全く無い事実を持ってですね、責任を転換することは甚だしいと思います。

もう一点目の引継書、いわゆる執行部の内部文書である引継書を、我々議員が何故入手しなければいけないかという理由すら私にはわかりません。

今までそういう内部文書、引継書を請求した覚えもありませんし、請求する理由もありません。ましてやそれが、議長の許可を得ず担当課長に言って、担当課長がそれを出さざるを得ない状況で出したという感じが、植田議員の発言で感じているわけですが、その点についても、著しい違法行為ではないかと思います。

それともう1点はですね、質問の中に御前崎市役所を捕まえてですね、嘘をつく組織という発言をしているわけです。この嘘をつく組織という文面が、公の御前崎市議会の本会議においてそのような発言をし、それが隣近所とか元経験者、職員4名に確認したところ、何ら問題がない。

御前崎市の職員で、嘘をつく組織だと言われて問題がないと答えた職員がいるということは、私は全く理解できません。

以上の見解から政治倫理基準に照らして、厳正な審査をすべきだと私は思っております。以上です。

○委員長（河原崎恵士） 他に意見はありませんか。

〔意見なし〕

○委員長（河原崎恵士） 他にないようでありますので、お諮りします。

今回の審査請求は、政治倫理基準に照らして審査すべき事案と認め、審査に適しているものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。

よって、今回の審査請求は審査に適しているものと決定いたしました。

○委員長（河原崎恵士） 次に、議題2「今後の進め方について」を議題といたします。政治倫理規程第8条第2項において、審査会は審査を行うために必要と認めるときは、対象議員及び関係人に対して、資料の請求、事情聴取その他必要な調査を行うことができるとされています。

また、同条第3項において、審査会は対象議員に弁明の機会を与えなければならないとされています。このことを踏まえて、今後の審査の進め方について、委員の皆様から意見を求めます。

○副委員長（阿南澄男） 本件は、高田和幸議員に対する問責決議の審査の際の、同議員の発言内容が審査の対象となっております。従って、私が先ほど述べた件でございますけど、審査請求者が問題としている高田議員の発言が事実に基づくものであるかについて、同議員から事情聴取をする必要があると思います。

また、当該発言には、第三者に関わる内容が含まれていることから、必要に応じて関係者に対して事情聴取、またはその他必要な調査を実施することも検討すべきです。

さらに、高田議員が発信したブログに関しては、新聞記事の引用により著作権を侵害している可能性もあるため、これについても事実関係を同議員から聴取する必要があると考えます。今回は高田議員本人から事情聴取を行い、本人が希望する場合には、弁明の機会を与えることが適当であると私は思います。以上です。

○委員長（河原崎恵士） 他に意見はありますか。

○委員（小田芳久） 質問になるんですけど、高田議員が「いや、これは私の間違いです。」って言うちゃえば、あれだと思んですけど、「いや、私は間違っていない。」となったときに、御前崎市職員4名も事情聴取をするという方向になるのでしょうか。

○委員長（河原崎恵士） この場で皆さんにお諮りして、その必要があれば聴取することになると思います。

○委員（小田芳久） それは非公開でしょうか。

○委員長（河原崎恵士） そのことについては……。

○副委員長（阿南澄男） 私が提案したのは、審査請求者に対して話を聞いたわけです。そして、委員長にお諮りしたら事実関係を確認しましょうということになったわけです。

今度は高田議員に来ていただいて、我々の方から疑問点について、どうですかということをお聞きして、その後、本人が弁明をする気があれば、それをお聞きするということですね。

○委員長（河原崎恵士） そうです。

○副委員長（阿南澄男） ですから、その場で本人がどのような発言をされるかわからないので、その発言を待たないと次のステップに行けないと思う。小田さんが言うように「いや、全部間違えていました。すみません。」なら、全部認めたってことになる。

「いや、そうじゃありません。こうこう、こうですよ。」ということになれば、それからまた違う展開になる。今のところは、本人を呼んで良いですか、という話だけです。

○委員（小田芳久） わかりました。

○委員（阿形 昭） この事案が適切ということで、今後、事実関係を確認する方向に進むみたいですけれども、方法として、ここの場であそこへ来ることは9人に囲まれて、1人であそこに立つ人間としてはプレッシャー、場合によってはパワハラに取られかねないので、本人がこの場所で事実関係をするのか、あるいは委員長と議長2人が質問をして、それをこの場で報告するのか、できれば本人に選ばせても良いと思います。ここに1人で来るとなると、精神的苦痛を伴うのではないかと私は推測します。

○委員長（河原崎恵士） 阿形委員からそのような意見が出ましたが、如何でしょうか。

○委員（石川貴広） 私は今の件について、ハラスメントには当たらないのではないかと思います。きちんとルールに基づいて、確かに緊張する場面ですが、ルール通りの発言の機会を持ってもらって、みんなの前できちんと弁明するということは、大事なことで私は思いました。

○副委員長（阿南澄男） そのようにやると、事実関係の確認が委員長と議長だけが本人と対応して、他の委員がその場に居なければ、適切な判断はできないと思う。そのような手法だと。

堂々と本人から「間違いが無いなら、間違い無い。」と自分の意思を発言し、それを我々議員が多数決で決めるわけですから、それぞれの議員が本人の言い分を聞く、事実関係を確認するというのが一番重要だと思う。また、そういうことは、政治倫理審査会ではありえないと思う。

○委員（阿形 昭） そういう方法を高田議員が望めば良いが、やはりこういうところで、9人の委員が1人にすることは、やはり、制度としてはそうだけど精神的には結構、圧を受けるものですよ。

○委員長（河原崎恵士） 他にご意見はありますか。

○委員（小田芳久） 本人も公の場で弁明しないと本当に言ったのか、言わないのかわからない。公の場で本人がやるべきだっていうのはわかってくれると思います。

○委員（阿形 昭） 体制として何か9対1でやるような感じですがけれども、あらかじめ質問事項等は、是非、本人に伝えて欲しいと思います。この場で何か質問するんじゃなくて、こういうことを聞きますよっていう、あらかじめ質問を伝えてくのが必要だと思います。

○委員長（河原崎恵士） 先程、植田議員の方から審査請求の理由が出ました。審査請求の理由の中に4点ほど、こういうことで倫理規程に違反するんじゃないかというようなことが、大きく分けてね、出ております。

それについて、質問をするということですので、高田議員にはおわかりいただけるというふうに思いますが……。

○副委員長（阿南澄男） 申し立てのあった件について事実関係を確認するだけだから、質問は当然それに限定されるわけだから、それに対して本人が「こうこう、こうです。」と、言えば良いこと。

新たに、それに対して質問事項なんか要らないじゃないの。当然、審査請求書と植田議員が言った申し立ての内容については、今日の議事録が本人のところに行くと思います。

○委員長（河原崎恵士） いきますよね、それは。

○委員（阿形 昭） 先程の植田議員の発言が向こうに伝わればいいですけども、もしこの審査請求だけだと、発言の一部だとわからないので、植田議員の先ほどの詳しい説明は伝えておくべきだと思います。

○副委員長（阿南澄男） それは当然のことですよ、こういう申し立てだということで、今日の議事録が起きるのだから、それをそのままやればいいじゃないですか。

○委員長（河原崎恵士） それでは、次回は高田議員からの事情聴取とそれに対する質疑応答ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） それでは、次回は対象議員の事情聴取と質疑応答ということで、審査対象議員である高田和幸議員に出席を要求いたしますので、ご承知おきください。開催日時は5月27日、火曜日、午前9時からです。

ここで、皆様にお諮りをいたします。次回の会議は先程小田委員からのご発言もありましたが、高田議員への事情聴取と質疑応答となり、同議員から関係人氏名の発言も考えられます。

ついては、個人情報保護の観点から会議を非公開にしたいと思いますが如何でしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河原崎恵士） 異議なしと認めます。では、次回の会議は非公開で開催します。

以上で本日の議題は全て終了しましたが、その他で何かありますでしょうか。

○委員（川口知幸） 植田議員からの第3条の5号、6号に値するというので、本当に細かなところに意見があつていいと思うんですけども、御前崎市職員には4名とか、それから政令指定都市の議会事務局に13年在籍していた職員の方つていうことで、実名を出すものなのか、それとも、例えばイニシャルで対応するのなら、高田議員に聞かないとわからないとは思うんですけどね。

極力、私が考えるには実名でのお話をいただくっていうのは、避けた方がいいかなとは思うんですけど、その辺り如何ですか。どうなんですか。

○委員長（河原崎恵士） 次回は、秘密会にしようということで、ご了承いただきました。秘密会の内容につきましては、あくまでも秘密ですので、ここから外に漏れるということはないと。それは議員としての約束事でありますので、ここにいる者しかわからないということで、ご了解いただきたいと思うんですが。如何でしょうか。

○委員（川口知幸） この場で、実名等が表に出てくることもあることで、了解してよろしいですか。

○委員長（河原崎恵士） はい。この場で。

○副委員長（阿南澄男） よろしいですか。川口さん、事実関係を確認するんですからね。誰が言ったということは、はっきり言ってもらわなきゃ。言った人が出れば、その人も来てもらって、本当におっしゃいましたかっていうのが、この審査会の役目なんですよ。

だから、実名で高田議員には釈明していただいて、その裏付けとして召喚して、本人にも間違いのないことを確認しないと結論が出ないんですよ。そういうことですからね。

○委員（川口知幸） はい。他の市町村の方とか政令市の役職の方からの指導を受けたっていうようなものもあるものですから、迷惑がかかってしまうかなっていうようなところを感じたものですから。

○副委員長（阿南澄男） 川口さん、そうじゃないでしょ。御前崎市議会の本会議においてね、御前崎市役所は嘘をつく組織だっていう、そういう発言をして、その議事録を持って、その方に行って、「何も問題ないですよ」って聞いたかどうか知りませんよ。

しかし、全部読んだ人が「何も問題ありませんよ」と、私から言わせれば無責任な返事をした人なので、ここに来て釈明してもらいたいですよ。正直言って。

御前崎市議会の本会議にて御前崎市議会や御前崎市役所は嘘つき組織だなんて暴言だぞ。これはね。そういう発言に同意したって人がいれば、是非、顔を見てみたいよ。そういうことです。

○委員長（河原崎恵士） はい。他に如何ですか。

○委員（川口知幸） 了解しました。

○委員長（河原崎恵士） 他に如何ですか。

○委員（石川貴広） どのタイミングで質問していいかわからなかったもので、もし、違っていましたら教えてもらいたいですけども、高田議員からの問責決議の後の弁明の書類を添付で何枚か見させてもらったんですけど、その中で、渥美議長から一般質問の内容について取り下げたらどうかの話に対して、高田さんの話だと、どこが悪いのかはわからないというふうに高田さんは言っているんですけども、何がどういう意味でわからないって言っているのでしょうか。

○委員長（河原崎恵士） 今日は、請求者から請求理由の説明と質疑をする会ということで、まとめております。石川委員がおっしゃったようなことが、この委員の皆様の中から他にも出るようでしたら、もし必要であるというご判断をいただいたら、渥美議長に機会を改めてお伺いをするということで、如何でしょうか。

○委員（石川貴広） わかりました。

○委員長（河原崎恵士） 他に如何ですか。よろしいですか。

〔なし〕

○委員長（河原崎恵士） その他なければ阿南副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

○副委員長（阿南澄男） それでは、第2回の会議を以上で終わります。ご苦労さまでございました。

〔午後1時56分 閉会〕

ここに会議の経過を記録して、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員長 河原崎 恵士